

## 公告第 566 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 3 月 7 日

郡山市長 品川 萬里

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 令和 7 年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- 4 提案上限金額 ￥2,053,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 郡山市内に本店、支店又は営業所等があること。

### 第 3 実施要領及び様式の入手方法

令和 7 年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトーしごと・産業ー入札・契約ポータルー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/35576.html>

### 第 4 担当部局

〒963-8601

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市環境部環境政策課気候変動対策推進室

電話番号 024-924-2731 ファクシミリ 024-935-6790

## 第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年3月21日（金） 17時まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市環境部環境政策課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- 6 実施要領「7 選定基準」に基づき採点を行った結果、60点に満たない場合

## 第7 契約候補者の決定

令和7年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年3月7日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

## 第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年規則第49号。以下「規則」という。）による。
- 4 契約書の作成を要する。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーションを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成、提出に要する費用は、申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。